

議案第 8 号

千葉市ほか10市 1 町 8 一部事務組合消防指令事務協議会規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉市ほか10市 1 町 8 一部事務組合消防指令事務協議会規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の 6 の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同条の規定により議会の議決を求める。

平成26年 8 月29日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）が施行されることに伴い、関連する条文を整備するため、千葉市ほか10市 1 町 8 一部事務組合消防指令事務協議会規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第252条の 6 の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同条の規定により議会の議決を求めるものである。

千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約の一部を改正する規約

千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約（平成23年富津市告示第66号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の2第1項」を「第252条の2の2第1項」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）附則第1条第1号に定める日から施行する。